

【 議 事 】

建築物の耐震化率の目標等



令和8年3月28日（土）
新潟県耐震改修促進計画改定検討委員会
事務局

〔検討内容〕

県計画に位置付ける令和12年度末までの
建築物に関する耐震化率等の目標値の検討

I	建築物の耐震化率に関する目標と達成状況	II	目標未達成の要因分析と建築物の耐震化率の目標等
---	---------------------	----	-------------------------

I 対象建築物等

II 耐震化率に関する現在の目標 (全国・新潟県)

III 耐震化率等の算定方法

IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)

- 1 目標と達成状況(全体)
- 2 ① 特定建築物の達成状況
- 3 ② 耐震診断義務付け対象建築物の達成状況 (③ 要緊急・④ 要安全)

V 施策の評価等

- 1 公共建築物の耐震化に関する取組状況
- 2 民間建築物の耐震化に関する取組状況
- 3 施策評価

VI 目標未達成の要因分析

- 1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県)
- 2 用途別の耐震化状況(新潟県)
- 3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県)
- 4 所有者の意識(全国・新潟県)

VII 次期計画で定める耐震化率の目標(案)

- 1 対象建築物
- 2 ①特定建築物の目標(案)
- 3 ③要緊急・④要安全の目標(案)

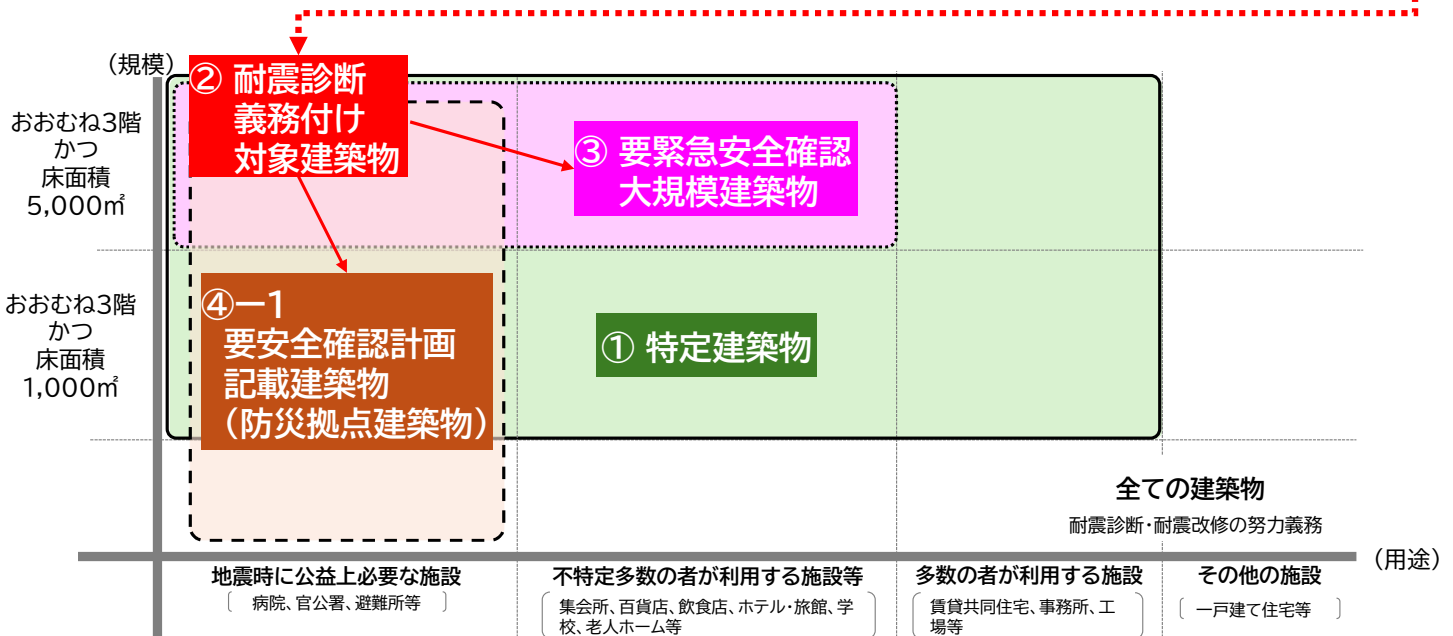
VIII その他(耐震診断義務付け道路)

- 1 背景
- 2 これまでの経緯
- 3 道路指定の種類
- 4 全国の指定状況
- 5 県の取組状況
- 6 意見照会

I 対象建築物等(規模・用途によるもの)

第3回検討委員会で、目標設定を検討する建築物は次の3種類

建築物の種類	要件	対象施設	耐震診断
① 特定建築物	概ね3階以上、かつ、延床面積1,000㎡以上	法律に要件あり ※行政での「施設選択が不可」	努力義務あり
③ 要緊急安全確認大規模建築物	特定建築物のうち、大規模かつ不特定多数の者が利用するもの(集会場、ホテル、学校等)		所有者に義務付けあり (公表あり)
④ 要安全確認計画記載建築物	県耐震改修促進計画に位置付けられた公益上必要な建築物(防災拠点建築物)	法律に用途のみ記載あり ※行政での「施設選択が可能」	所有者に義務付けあり (公表あり)



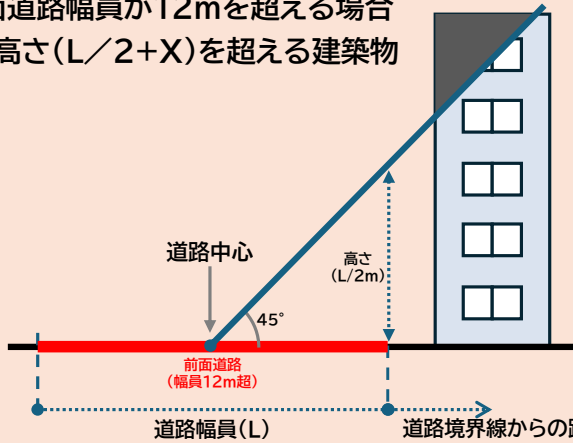
全ての建築物
耐震診断・耐震改修の努力義務

④-2 要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)

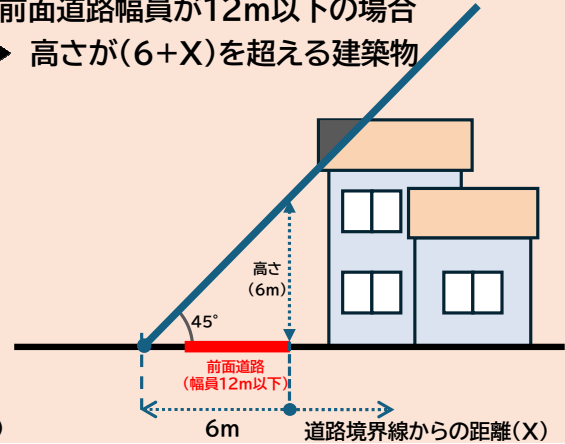
- ・ 地震時に通行を確保すべき避難路等を閉塞するおそれのある建築物又は組積造の塀
- ・ 地震時に通行を確保すべき避難路等は、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画で指定

④-2-1 建築物 a又はbに該当し、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物

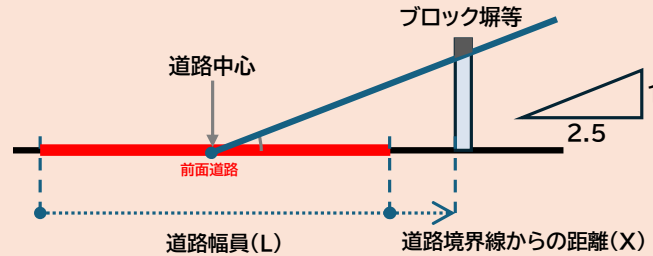
a 前面道路幅員が12mを超える場合
 ▶ 高さ(L/2+X)を超える建築物



b 前面道路幅員が12m以下の場合
 ▶ 高さが(6+X)を超える建築物



④-2-2 ブロック塀等 道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、高さが道路中心からの距離の1/2.5を超えるブロック塀または組積造の塀(建築物に付属するものに限る)



II 耐震化率に関する現在の目標(全国・新潟県)

改正後の国基本方針※(以下「国基本方針」)では、耐震化率の目標を設定する建築物として、

③ 要緊急安全確認大規模建築物(以下「要緊急」)

④ 要安全確認計画記載建築物(以下「要安全」)

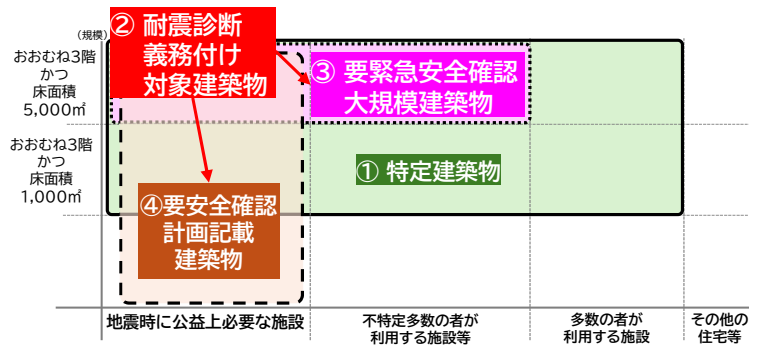
以上の2つを新たに設定(地域の実情に応じて設定可)

なお、事務局からは、次期県計画の目標として、これまでの取組を踏まえ、次の3つの目標案を提案

① 特定建築物

③ 要緊急安全確認大規模建築物(以下「要緊急」)

④ 要安全確認計画記載建築物(以下「要安全」)



建築物の種類	要件	【現行】耐震化率の目標		国基本方針	次期県計画案 (R12年度末)
		全国	新潟県		
① 特定建築物	おおむね3階以上、かつ、延床面積1,000㎡以上	(設定なし)	95% (R7年度末)	—	事務局案 (95%)
② 耐震診断義務付け対象建築物		概ね解消 (R7年)	概ね解消 (R7年度末)	—	—
③ 要緊急	特定建築物のうち、大規模かつ不特定多数の者が利用するもの (集会場、ホテル、学校等)	—	—	おおむね解消 (R12年)	事務局案 (概ね解消)
④ 要安全	県耐震改修促進計画に位置付けられた公益上必要な建築物等	—	—	早期に解消	事務局案 (概ね解消)

※ 令和7年7月17日付け「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)

① 特定建築物

新潟県独自設定
(全国はR3年度で廃止)

- 「特定建築物」は、多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上の建築物で、下表に掲げる建築物等を対象としている
(耐震改修促進法第14条第一号と同様の規模・用途)
- 平成7年における耐震改修促進法の制定当初から位置づけられており、平成25年の法改正により現在は「特定既存耐震不適格建築物」として定義されている

規模等	用途
3階以上 かつ 延べ面積 1,000 m ² 以上	ボーリング場、スケート場、水泳場等、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、卸売市場、百貨店、マーケット、ホテル、旅館、賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、学校(幼稚園、小・中学校等を除く)、博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、理髪店、銀行等サービス業を営む店舗、事務所、工場、停車場、空港口ビエ、自動車車庫、保健所、税務署 等
2階以上 かつ 延べ面積 1,000 m ² 以上	小学校、中学校、老人ホーム、老人短期入所施設等、老人福祉センター、児童厚生施設 等
2階以上 かつ 延べ面積 500 m ² 以上	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園
延べ面積1,000 m ² 以上	体育館

③ 要緊急(要緊急安全確認大規模建築物)

- 平成25年の法改正により、新たに定義付けられた建築物で、特定建築物のうち、おおむね延べ床面積が5,000m²以上、かつ、不特定多数の者が利用するもので、地震に対する安全性を緊急的に確かめる必要がある大規模建築物
- 要緊急の所有者は、平成27年12月末までに所管行政庁への「耐震診断結果の報告の義務付け」あり
(県内の所管行政庁: 県、新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市、新発田市)
- 所管行政庁は、要緊急の耐震診断結果を取りまとめ・公表の義務あり(全て公表済み)

規模等	用途
3階以上 かつ 延べ面積5,000m ² 以上	ボーリング場、スケート場、水泳場等、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケット、ホテル又は旅館、博物館、美術館、遊戯場、公衆浴場、飲食店、キャバレー、理髪店、銀行等サービス業を営む店舗、停車場、空港口ビエ、自動車車庫、保健所、税務署
2階以上 かつ 延べ面積5,000m ² 以上	老人短期入所施設等、老人福祉センター、老人ホーム
2階以上 かつ 延べ面積3,000m ² 以上	小学校、中学校
2階以上 かつ 延べ面積1,500m ² 以上	保育所、幼稚園
延べ面積5,000m ² 以上	体育館、一定数量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場

④-1 要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)

新潟県
指定あり

9

<対象建築物>

災害時に**公益上必要な建築物**で、都道府県の耐震改修促進計画に記載したものの

- ・ 病院、診療所
- ・ 官公署
- ・ 地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたもの 他

- 県計画では、施設所管課又は市町村の判断に基づき、**対象施設を随時指定**
- 令和8年1月時点で**53施設を指定し、51施設が耐震化済み**
- 県計画で指定することにより、**国交付金を活用して耐震改修等を行うことが可能**

④-2 要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)

新潟県
指定なし

<対象建築物>

- 地震時に通行を確保すべき**避難路等を閉塞するおそれのある建築物又は組積造の塀**が対象
- 県又は市町村の耐震改修促進計画で、**耐震診断結果の報告が義務付けられたものが対象**

耐震改修促進計画	計画に記載する道路		(参考)新潟県緊急輸送道路
県計画	相当多数の者の円滑な避難のための道路 (市町村の区域を越えるもの)	≡	第1次緊急輸送道路 ・広域的な輸送に必要な 主要幹線道路 ・県庁所在地、地方中心都市などを連絡する道路
市町村計画	多数の者の円滑な避難のための道路 (市町村の区域内)	≡	第2次緊急輸送道路 第1次緊急輸送道路と 市町村役場などの主要な防災拠点 を連絡する道路 第3次緊急輸送道路 第1次、第2次緊急輸送道路と 防災拠点を相互 に連絡する道路

【議事】 建築物の耐震化率の目標等(建築物の耐震化率に関する目標と達成状況)

10

Ⅲ 耐震化率等の算定方法

耐震化率(住宅と同じ算定方法)

- 住宅や**特定建築物**、**耐震診断義務付け対象建築物**に使用している指標
- 耐震性が不十分な**建築物の解消を示す指標**

$$\text{耐震化率(\%)} = \frac{\text{S56年6月以降の「新耐震基準」で建築された建築物数} + \text{S56年5月以前の「旧耐震基準」で建築された建築物のうち、耐震性が確保された建築物数}}{\text{建築物の総数}}$$

対象建築物が
除却された場合

分母・分子から
共に減じる

耐震化率の
算定から除外

耐震性不足解消率

- 令和7年7月の国基本方針において示された**新たな指標**
- 対象建築物が除却された又は建替えられた場合、解消棟数として計上されるため、**耐震化率に比べて、除却や建替えが考慮された指標**
- **要緊急と要安全のみ使用**する指標

分母:加除なし
分子:解消数に
加える

$$\text{耐震性不足解消率(\%)} = \frac{\text{耐震性のある要緊急又は要安全} + \text{耐震性のない要緊急又は要安全の解消棟数}}{\text{公表された要緊急又は要安全}}$$

除却・建替え
も解消棟数
として
指標に反映

I	建築物の耐震化率に関する目標と達成状況	II	目標未達成の要因分析と建築物の耐震化率の目標等
---	---------------------	----	-------------------------

I 対象建築物等

II 耐震化率に関する現在の目標
(全国・新潟県)

III 耐震化率等の算定方法

IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)

- 1 目標と達成状況(全体)
- 2 ① 特定建築物の達成状況
- 3 ② 耐震診断義務付け対象建築物の達成状況
(③ 要緊急・④ 要安全)

V 施策の評価等

- 1 公共建築物の耐震化に関する取組状況
- 2 民間建築物の耐震化に関する取組状況
- 3 施策評価

VI 目標未達成の要因分析

- 1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県)
- 2 用途別の耐震化状況(新潟県)
- 3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県)
- 4 所有者の意識(全国・新潟県)

VII 次期計画で定める耐震化率の目標(案)

- 1 対象建築物
- 2 ①特定建築物の目標(案)
- 3 ③要緊急・④要安全の目標(案)

VIII その他(耐震診断義務付け道路)

- 1 背景
- 2 これまでの経緯
- 3 道路指定の種類
- 4 全国の指定状況
- 5 県の取組状況
- 6 意見照会

【議事】 建築物の耐震化率の目標等(建築物の耐震化率に関する目標と達成状況)

12

IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)

1 目標の達成状況(全体)

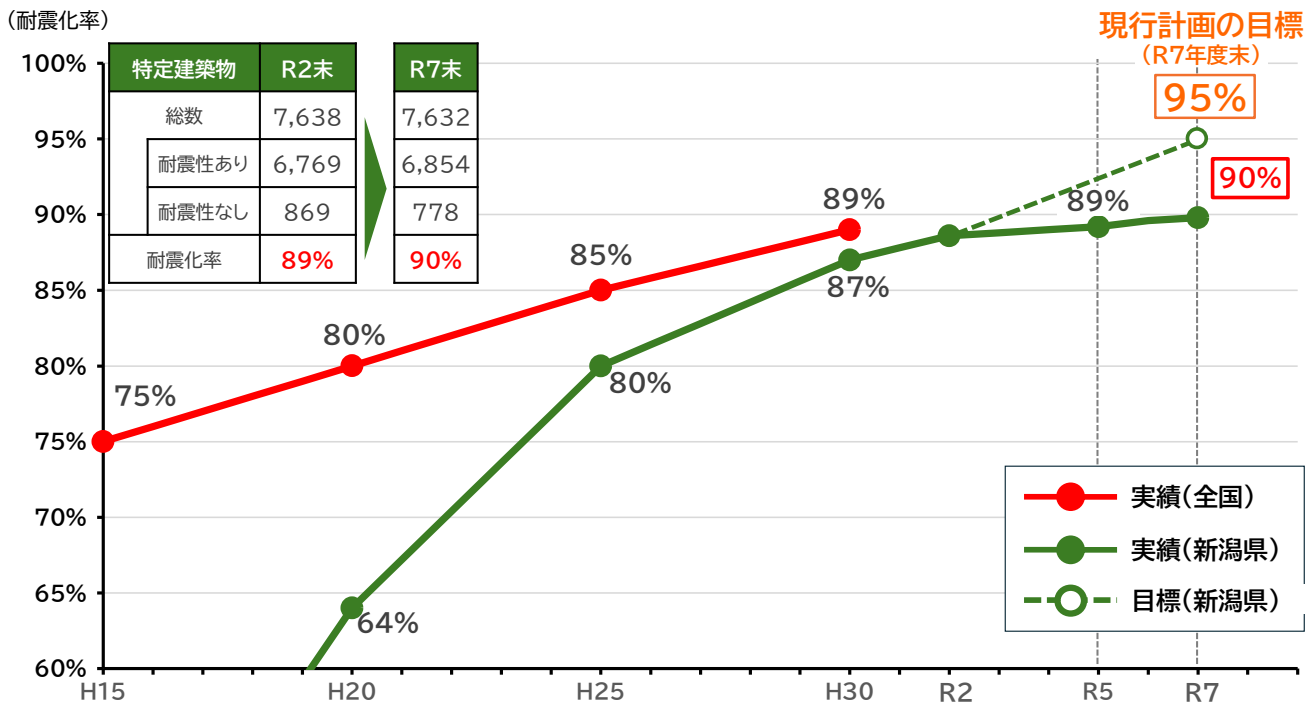
- 「①特定建築物」に関する耐震化率の目標は、国基本方針で設定がないため、全国における現在の耐震化率も不明
- 「②耐震診断義務付け対象建築物」については、全国・新潟県ともに令和7年の目標達成は困難な状況

建築物	区分	目標値 (~R7)	現状値 (耐震化率)	備考
① 特定建築物	全国	—	—	R3~目標設定なし
	新潟県	95% (R7年度末)	90% (R7年度末)	未耐震化:795棟
② 耐震診断義務付け対象建築物	全国	おおむね解消 (令和7年)	72% (令和5年度末)	国はR6年以降、耐震性不足解消率を採用しているため、R5年度末が最新値
	新潟県	おおむね解消 (令和7年度末)	95% (令和7年度末)	未耐震化:7棟(民間4、公共3) ※要緊急と要安全のどちらにも該当する建築物:1棟
③ 要緊急	全国	—	92.5% (令和5年度末)	国はR6年以降、耐震性不足解消率を採用
	新潟県	—	98% (令和7年度末)	未耐震化:6棟(民間4棟、公共2棟)
④ 要安全	全国	—	40.1% (令和5年度末)	国はR6年以降、耐震性不足解消率を採用
	新潟県	—	94% (令和7年度末)	未耐震化:2棟(公共2棟)

2 ① 特定建築物 の達成状況

【新潟県】目標の達成状況

- 本県における令和7年度末時点の特定建築物の耐震化率は90%と推計
- 現行計画における特定建築物の耐震化率目標の95%は、▲5ポイントで未達成となる見込み

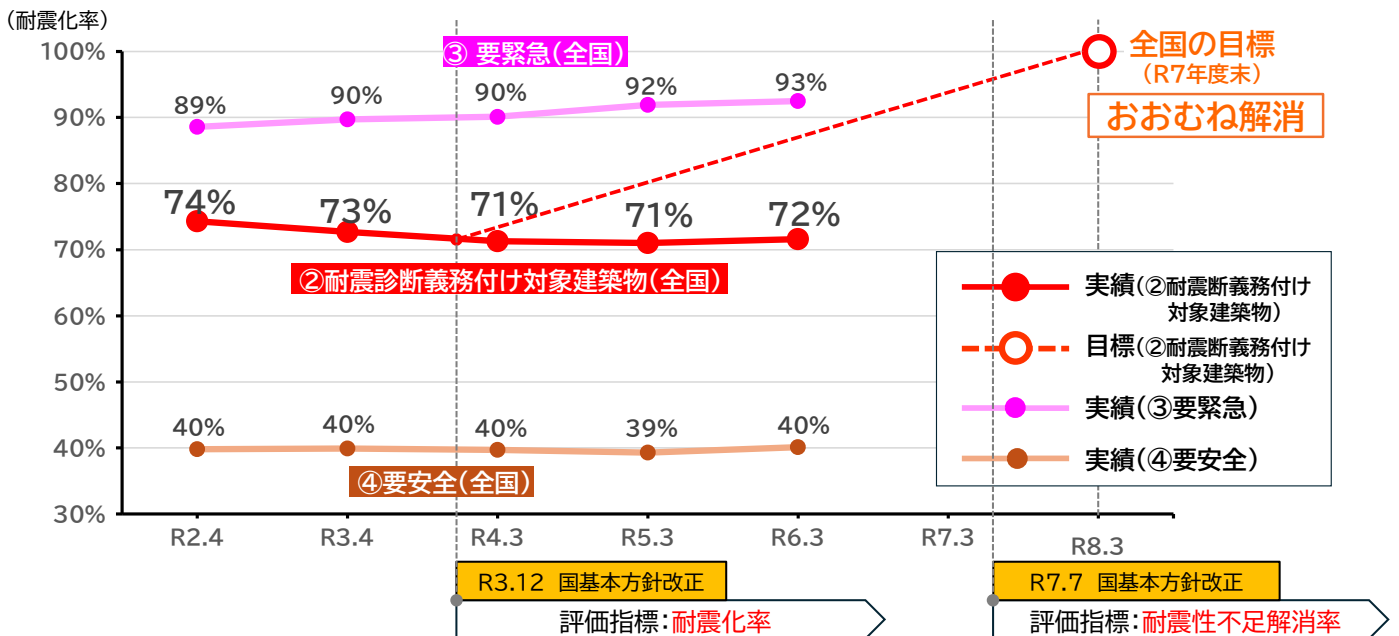


〔 図:特定建築物の耐震化率の推移(新潟県) 〕

3 ② 耐震診断義務付け対象建築物 の達成状況(③ 要緊急 ・ ④要安全)

(1) 【全国】目標と達成状況

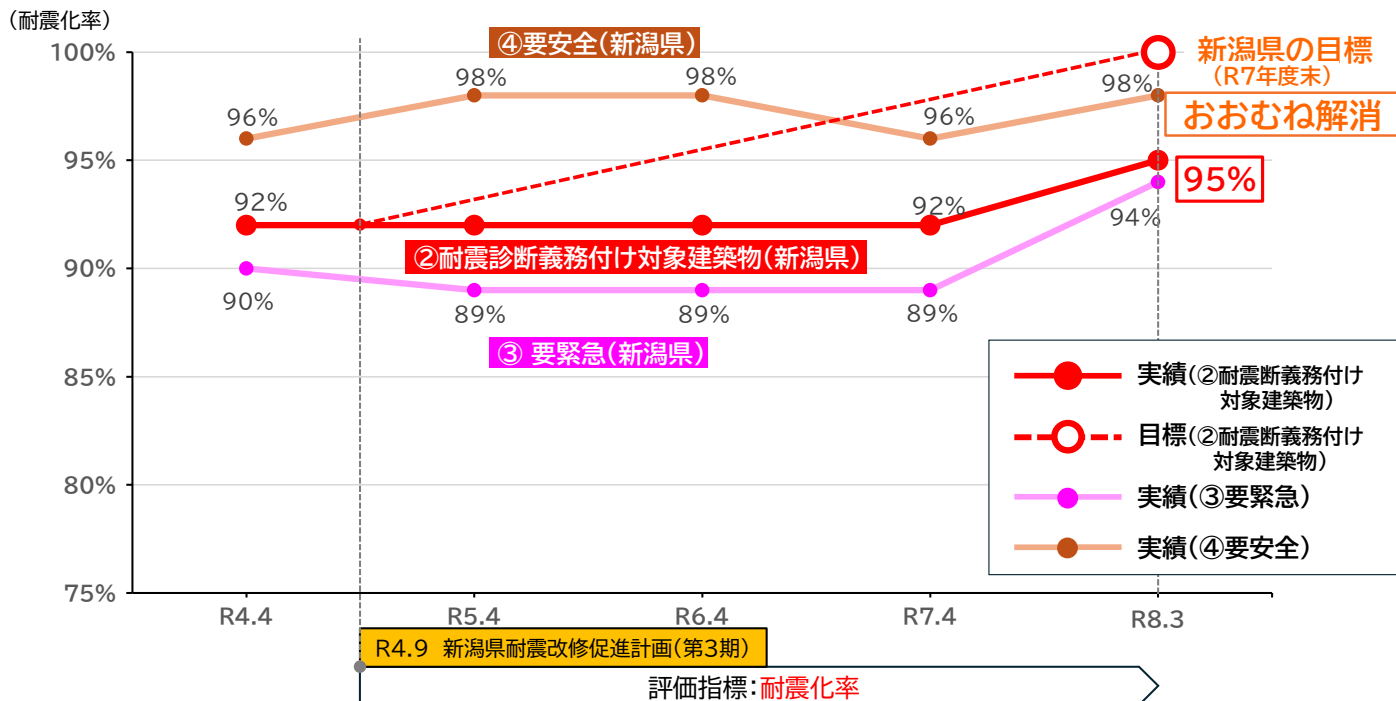
- R5年度末時点における全国での耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は72%であり、全国目標である「令和7年度末おおむね解消」の達成は困難な状況
- 耐震化率が上がらない理由については次のとおり
 - ・ 都道府県の追加指定による対象施設の増加 (要安全 防災拠点建築物)
 - ・ 地方公共団体の追加指定による対象数が増加 (要安全 耐震診断義務付け道路)
- これらの課題を踏まえ、「要緊急」及び「要安全」については、改定後の国基本方針において「地域の実情に応じて目標を定めるべき」に改められている



3 ② 耐震診断義務付け対象建築物 の達成状況(③ 要緊急・④要安全)

(2) 【新潟県】目標と達成状況

- 新潟県における耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は、令和7年度末値で95%と見込まれ、現行計画の目標である「令和7年度末おおむね解消」は未達成と推測
- なお、R7年度に要緊急4棟の耐震性不足が解消され、耐震化率が3ポイント増加



I	建築物の耐震化率に関する目標と達成状況	II	目標未達成の要因分析と建築物の耐震化率の目標等
---	---------------------	----	-------------------------

- | | |
|--|---|
| <p>I 対象建築物等</p> <p>II 耐震化率に関する現在の目標 (全国・新潟県)</p> <p>III 耐震化率等の算定方法</p> <p>IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標と達成状況(全体) 2 ① 特定建築物の達成状況 3 ② 耐震診断義務付け対象建築物の達成状況 (③ 要緊急・④ 要安全) <p>V 施策の評価等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物の耐震化に関する取組状況 2 民間建築物の耐震化に関する取組状況 3 施策評価 | <p>VI 目標未達成の要因分析</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県) 2 用途別の耐震化状況(新潟県) 3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県) 4 所有者の意識(全国・新潟県) <p>VII 次期計画で定める耐震化率の目標(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象建築物 2 ①特定建築物の目標(案) 3 ③要緊急・④要安全の目標(案) <p>VIII その他(耐震診断義務付け道路)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 背景 2 これまでの経緯 3 道路指定の種類 4 全国の指定状況 5 県の取組状況 6 意見照会 |
|--|---|

V 施策の評価等

1 公共建築物の耐震化に関する取組状況

(1) 県有建築物

対象となる耐震性が低い建築物が残りわずかであるため、個別に対応

〈参考〉 県有建築物の耐震化状況(R8.3末時点)

- 特定建築物 未耐震化 2棟/660棟
 - ・ 県立吉田病院 … 令和7年度:基本設計、実施設計 R8~R9建替予定
 - ・ 県立津川病院 … 地域の医療需要・持続可能性を踏まえ、今後検討
- 要緊急 未耐震化 1棟/93棟
 - 県立吉田病院※ … 同上
- 要安全 未耐震化 1棟/53棟 ※ R8年度に要安全(防災拠点建築物)1棟を追加指定予定
 - 県立吉田病院※ … 同上

※ 県立吉田病院は、要緊急への該当に加え、地震時の利用確保が公益上必要な施設として要安全にも指定

(2) 市町村有建築物

市町村が定めた耐震改修促進計画に従い、計画的に耐震診断・耐震改修を実施

〈参考〉 市町村有建築物の耐震化状況(R7.3末時点)

- 特定建築物 未耐震化 84棟/2,390棟
- 要緊急 1棟
 - 新潟市南区役所 … 未定
- 要安全 1棟
 - 新潟市西蒲区役所 … 令和9~10年度頃に建替え予定

2 民間建築物の耐震化に関する取組状況

(1) 支援事業(国土交通省関係)

県担当部局	事業名	対象	負担割合	実績 (H25~R7)
土木部都市局 建築住宅課	耐震建物づくり支援事業	要緊急安全確認 大規模建築物 (公益性を有する施設※)	〈耐震診断〉 国1/2、県1/6、市町村1/6、 事業者1/6 〈補強設計〉 国1/2、県1/6、市町村1/6、 事業者1/6 〈耐震改修〉 国1/3、県 5.75%、 市町村5.75%、事業者55.2%	〈耐震診断〉 4施設 〈補強設計〉 3施設 〈耐震改修〉 2施設

※ 被災後の避難生活者を一定期間受け入れることができる避難所としての機能を有する施設(市町村と協定を締結している施設) 又は災害時に自力での避難が困難な要配慮者の利用に供する施設

2 民間建築物の耐震化に関する取組状況

〈参考〉支援事業(国土交通省以外の省庁関係)

区分	担当部局	事業名	対象施設	負担割合				事業所管省庁
				国	県	市町村	事業者	
耐震診断	総務管理部 大学・私学振興課	私立幼稚園施設整備費補助金	幼稚園	1/3			2/3	文部科学省
		私立学校施設整備費補助金	中学校・高校	1/3			2/3	
	福祉保健部 地域医療政策課	医療施設耐震化促進事業	病院	1/3	1/3		1/3	厚生労働省
耐震改修等	総務管理部 大学・私学振興課	私立幼稚園施設整備費補助金	幼稚園	1/3			2/3	文部科学省
		私立学校施設整備費補助金	中学校	1/3			2/3	
	福祉保健部 こども家庭課	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所、認定こども園	1/2		1/4	1/4	こども家庭庁
		次世代育成支援対策施設整備交付金	乳児院、児童養護施設	2/3		1/12	1/4	
			児童厚生施設	1/3		1/3	1/3	
			児童厚生施設以外	1/2		1/4	1/4	
	福祉保健部 地域医療政策課	子ども・子育て支援整備交付金	放課後児童クラブ	2/9	2/9	2/9	1/3	内閣府
		救命救急センター施設整備事業	病院 (救命救急センター)	1/3	1/3		1/3	
		災害拠点病院施設整備事業	病院 (災害拠点病院)	5/10	3/10		2/10	
		医療施設近代化施設整備事業	病院	1/3			2/3	
	福祉保健部 高齢福祉保健課	医療施設耐震整備事業	病院	1/2			1/2	厚生労働省
認知症高齢者グループホーム等 防災改修等支援事業		認知症高齢者 グループホーム等	10/10					

2 民間建築物の耐震化に関する取組状況

(2) 相談窓口の整備

県、市町村において相談窓口を整備

(3) 民間建築物所有者への啓発等

民間特定建築物の所有者に対し、耐震改修等の必要性を周知するため、新潟県耐震改修促進協議会を通じ、市町村がパンフレット等の送付や耐震化の意向調査(アンケート)を実施

民間の要緊急の所有者に対しては、所管行政庁が個別に啓発や耐震化に関する意向調査等を実施

特定建築物所有者の方へお知らせ
耐震診断・耐震改修のススメ
大地震に備え、早い対策を相談ください

○ いつどこで起こるかわからない大地震
令和6年能登半島地震では、本県でも新潟市をはじめ県内各所で、地震の影響により、多くの建築物が被害を被りました。
新潟県加減震害調査委員会の結果より、今後も、大規模地震が発生するおそれが増していることから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。

震度別：巨大地震
震度別：巨大地震
震度別：巨大地震

○ 新潟県では特定建築物の耐震化促進に取り組んでいます
新県庁では、公共建築物の耐震化を実施するなどの、特定建築物の耐震化促進に取り組んでいます。

特定建築物の耐震化率(新潟県)
目標 R7: 95%

特定建築物とは
新県庁では、公共建築物の耐震化を実施するなどの、特定建築物の耐震化促進に取り組んでいます。

○ 昭和56年5月以前の建築物に地震被害が集中
過去に発生した地震では、昭和56年5月31日以前の相模湾地震で被害された建築物において、大規模な被害が発生しています。

○ 県内の耐震診断の実施状況
民間特定建築物の耐震診断の結果

○ 制度融資を活用できます
別) 県営安定資金を活用した場合
融資限度額 最大 5000万円

○ 不明な点は、お住まいの市町村または下記にお問い合わせください
新潟県耐震改修促進協議会事務局
新潟県新潟市中央区中央1-4番地3
TEL: 095-230-4433

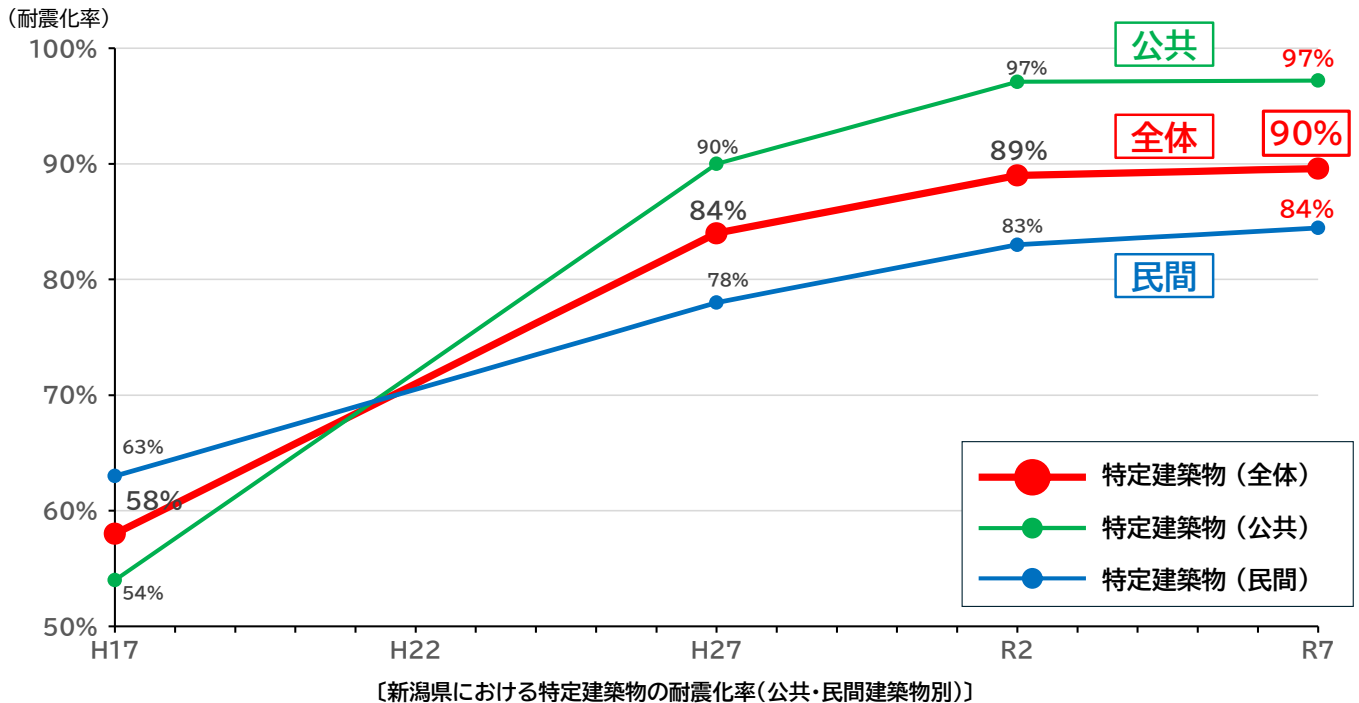
事業継続ガイドライン
—あらゆる危機的事態を乗り越えるための戦略と対応—
(令和5年3月)

内閣府
防災担当

3 施策評価

(1) ① 特定建築物の耐震化率推移(新潟県・属性別)

- 公共建築物の耐震化率は97%で、目標の95%に対して2ポイント高い
- 民間建築物の耐震化率は84%で、目標の95%に対して11ポイント低い



3 施策評価

(2) ① 特定建築物の耐震化の状況(新潟県)

- 民間建築物の耐震診断実施率は38%で、未だに進んでいない状況
- 一方、耐震性がないと診断された民間建築物の75%は耐震改修を実施している

(R7.3月時点)

特定建築物	公共建築物	民間建築物	全体
総数(a)	3,050	4,583	7,633
旧耐震(b)	1,355	1,058	2,413
耐震診断実施(c)	1,301	400	1,701
耐震性なし(d)	991	219	1,210
改修済み(e)	961	165	1,126
未改修(f)	30	54	84
耐震診断未実施(g)	54	658	712
耐震化率((a-f-g)/a)	97%	84%	90%
旧耐震の割合(b/a)	44%	23%	32%
診断実施率(c/b)	96%	38%	70%
改修実施率(e/d)	97%	75%	93%

3 施策評価

(3) ① 特定建築物(民間)の件数比較(新潟県)

- 民間建築物のうち、旧耐震の建築物は直近の4か年で44棟が除却・建替えされている
- 耐震改修を選択するよりも、除却・建替えにより耐震性不足を解消するケースが約6倍多い

特定建築物	今回調査時 (令和7年3月時点)	前回調査時 (令和3年3月時点)	増減	備考
総数(a)	4,583	4,516	67	新築の特定建築物、新耐震基準で除却された特定建築物も含む
旧耐震(b)	1,058	1,102	▲44	44棟/4年=11棟/1年
耐震診断実施(c)	400	397	+3	
耐震性なし(d)	219	217	+2	
改修済み(e)	165	158	+7	
未改修(f)	54	59	▲5	
耐震診断未実施(g)	658	705	▲47	
耐震化率((a-f-g)/a)	84%	83%	+1%	
旧耐震の割合(b/a)	23%	24%	▲1%	
診断実施率(c/b)	38%	36%	+2%	
改修実施率(e/d)	75%	73%	+2%	

I 建築物の耐震化率に関する目標と達成状況	II 目標未達成の要因分析と建築物の耐震化率の目標等
-----------------------	----------------------------

I 対象建築物等

II 耐震化率に関する現在の目標
(全国・新潟県)

III 耐震化率等の算定方法

IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)

- 1 目標と達成状況(全体)
- 2 ① 特定建築物の達成状況
- 3 ② 耐震診断義務付け対象建築物の達成状況
(③ 要緊急・④ 要安全)

V 施策の評価等

- 1 公共建築物の耐震化に関する取組状況
- 2 民間建築物の耐震化に関する取組状況
- 3 施策評価

VI 目標未達成の要因分析

- 1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県)
- 2 用途別の耐震化状況(新潟県)
- 3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県)
- 4 所有者の意識(全国・新潟県)

VII 次期計画で定める耐震化率の目標(案)

- 1 対象建築物
- 2 ① 特定建築物の目標(案)
- 3 ③ 要緊急・④ 要安全の目標(案)

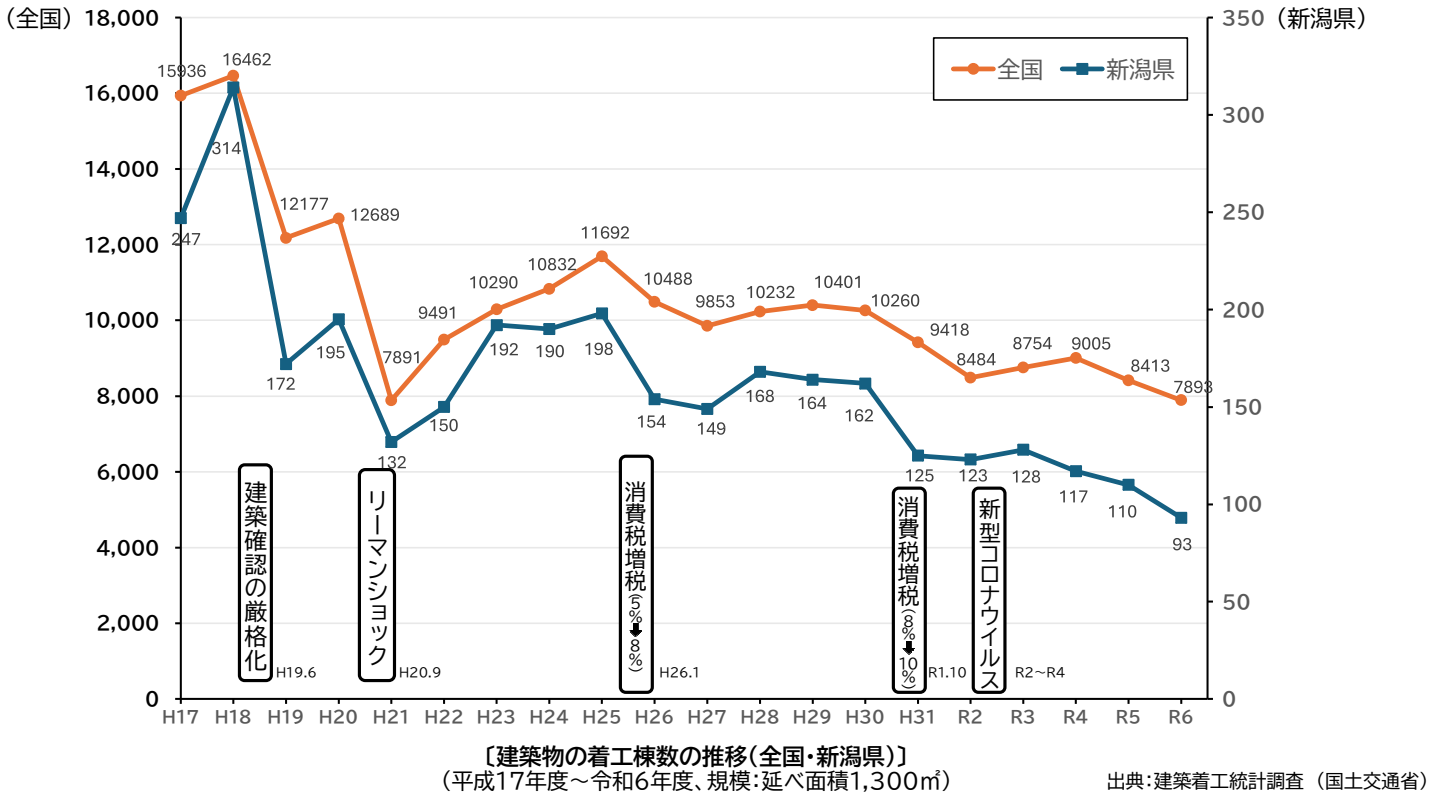
VIII その他(耐震診断義務付け道路)

- 1 背景
- 2 これまでの経緯
- 3 道路指定の種類
- 4 全国の指定状況
- 5 県の取組状況
- 6 意見照会

VI 目標未達成の要因分析

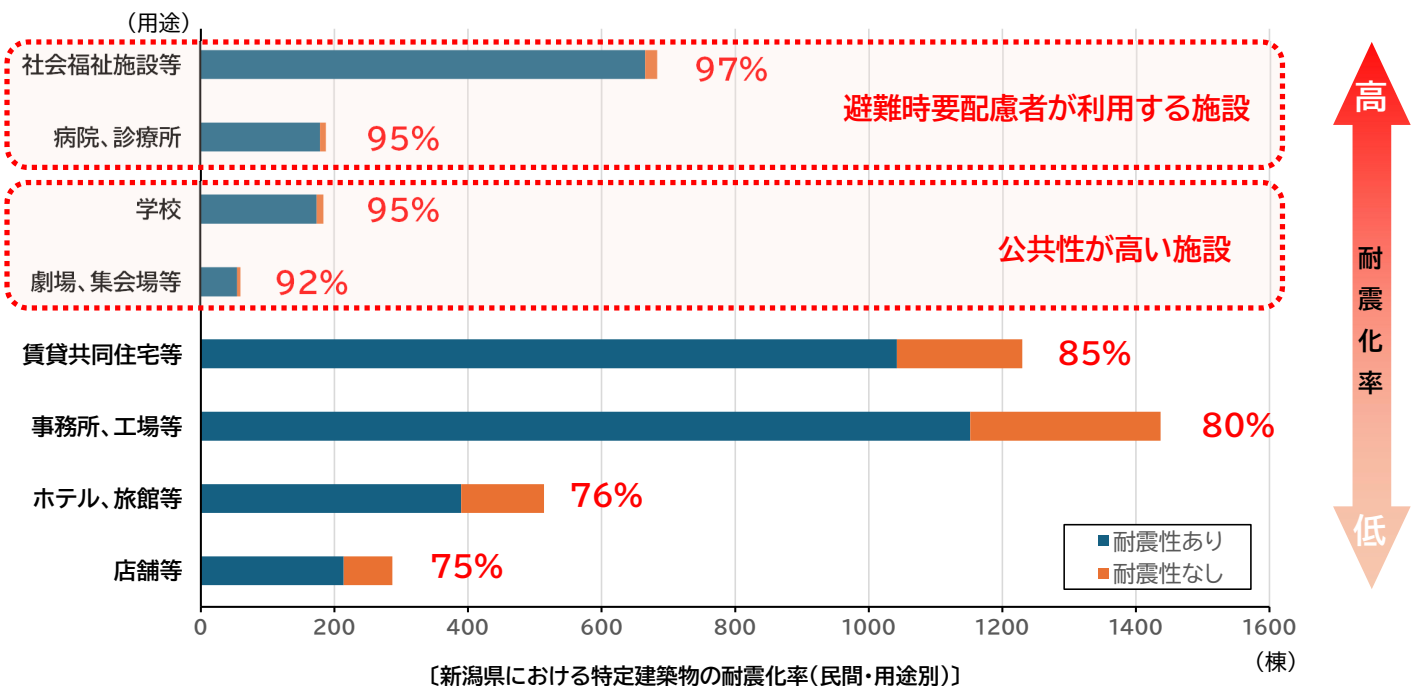
1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県)

- 延べ面積1,300㎡以上の建築物の着工棟数は、**全国、新潟県ともに減少傾向が続いており、特定建築物の建替えが進んでいない**



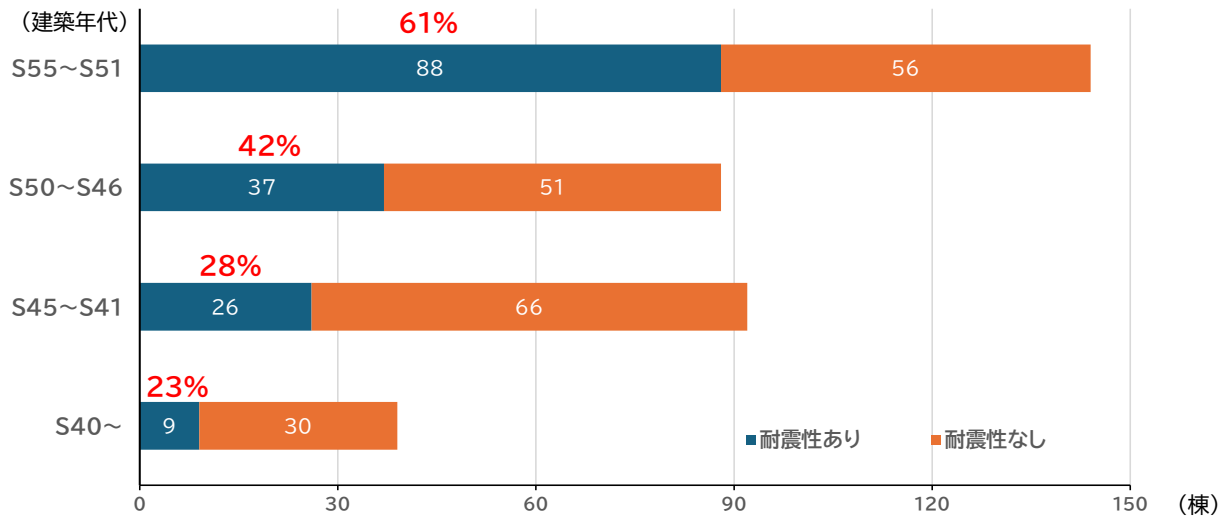
2 用途別の耐震化状況(新潟県)

- 民間の特定建築物のうち、病院や社会福祉施設等の**避難時要配慮者が利用する施設**や、学校や集会場等の**公共性の高い施設**の耐震化率は高い
- 一方、**店舗やホテル、旅館等の営利性の高い施設**の耐震化率が低い



3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県)

- 民間の特定建築物における耐震診断の結果は、**建築年代が新しいほど「耐震性あり」の割合が高く、昭和51年以降に建築された建築物は、61%が耐震性ありとなっている**
- 一方、昭和50年以前に建築された建築物は、耐震診断の結果、「耐震性なし」と判定される割合が高いことから、「必要性を感じない」、「結果の予想がつく」ことを理由に、耐震診断を実施しないことが推察される

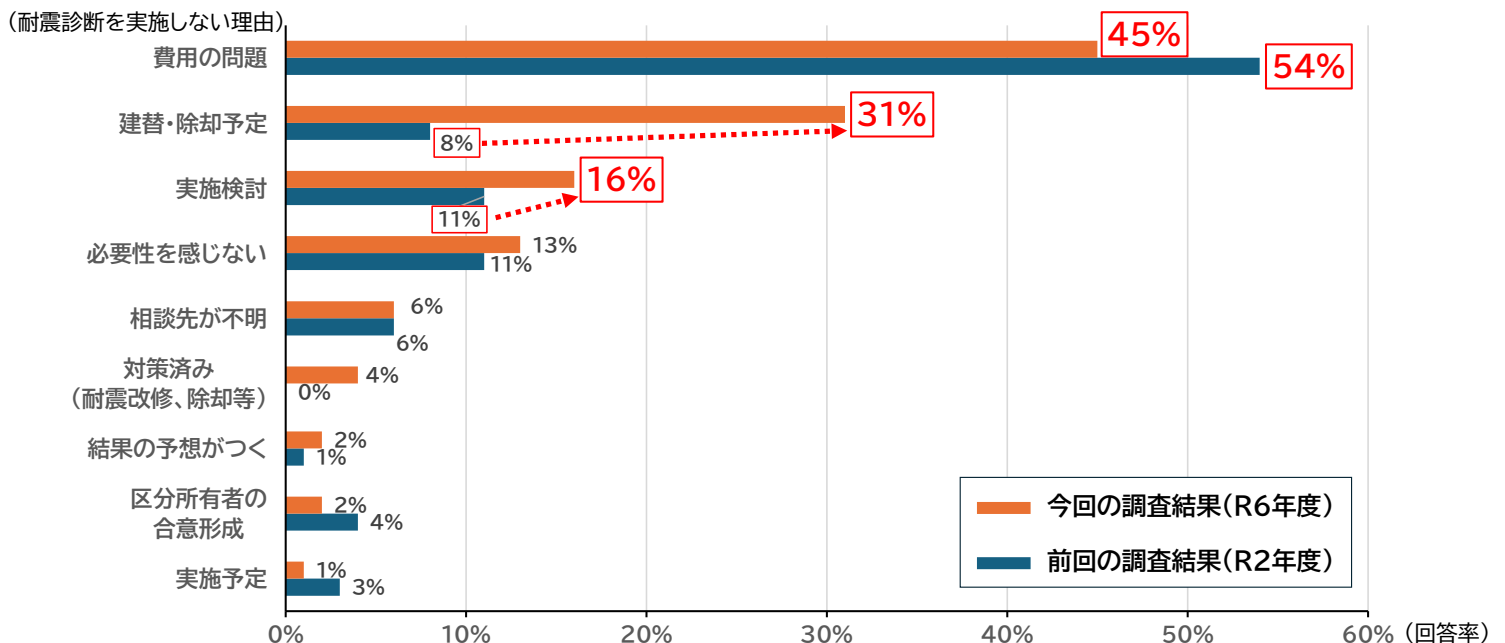


〔新潟県における民間特定建築物の耐震診断の結果(n=364)〕

4 所有者の意識(全国・新潟県)

(1) 耐震診断に対する意向(新潟県)

- 民間の特定建築物の所有者が**耐震診断を実施しない理由**は、「**費用の問題**」が最も多く、**全体の約半数**を占めている
- 前回調査時から、「**建替・除却予定**」と回答した所有者が約23ポイント増加し、**耐震診断を「実施検討」と回答した所有者も約5ポイント増**

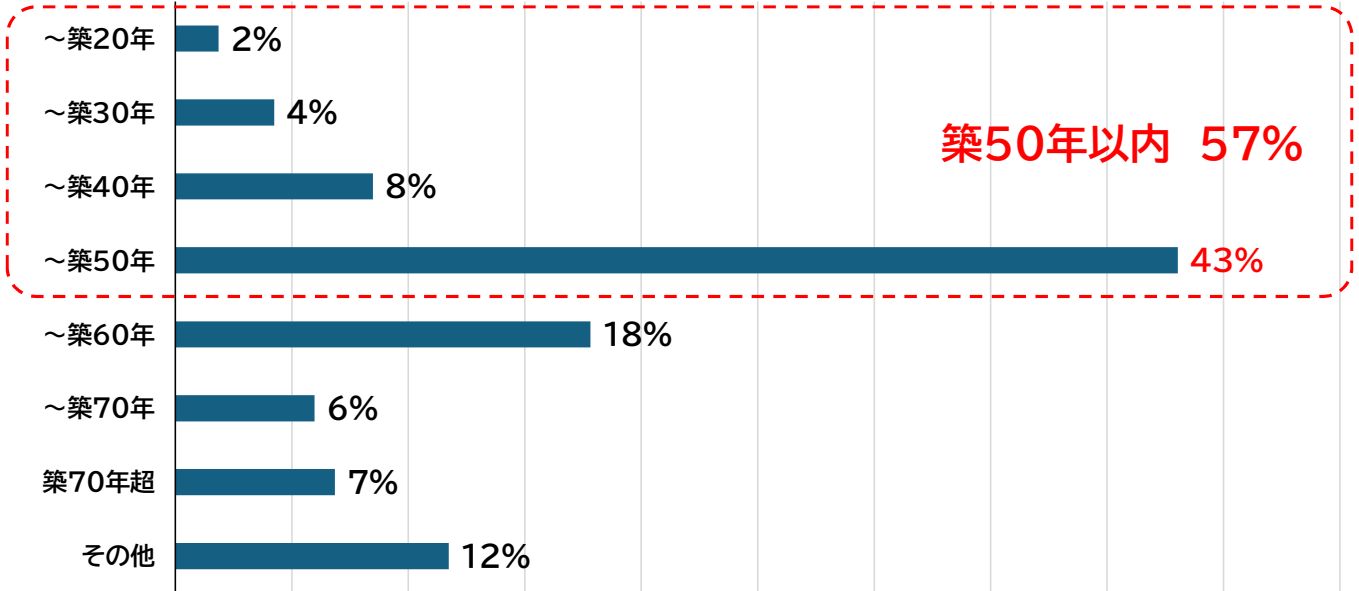


〔耐震診断を実施しない理由(民間/特定建築物) n=243(R6年度)、n=327(R2年度)〕

(2) 建築物の寿命に関する意識(全国)

ア 所有者が既存建築物に求める寿命

- 所有者が既存建築物に求める寿命は、「～築50年」が最も多く、築40年以内のものと合わせると全体の57%を占めている
- 構造規定が改正された昭和56年(1981年)に新築された建築物は、令和13年(2031年)に築50年を迎えることから、旧耐震の建築物全体が建替えの時期に差し掛かっている



〔 図:既存建築物のあるべき寿命 〕

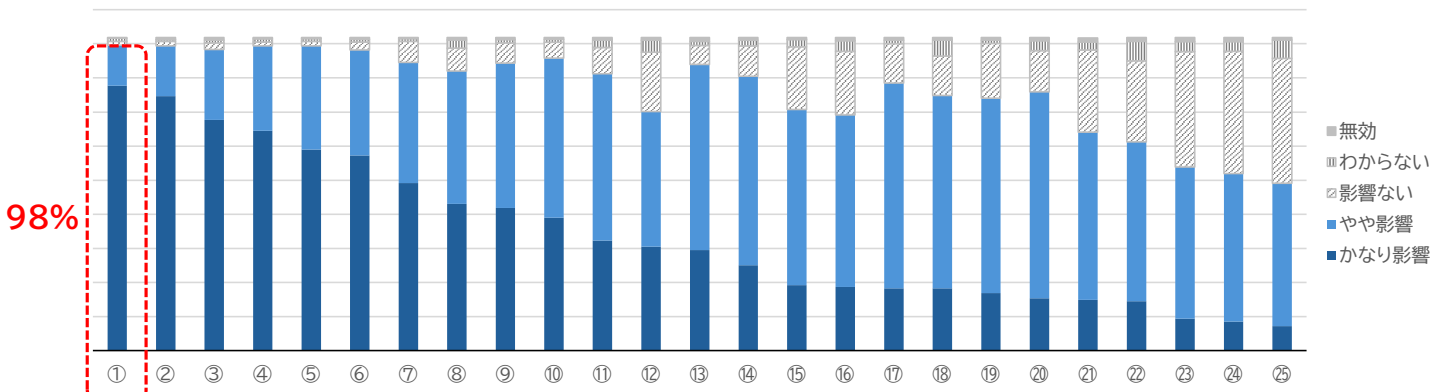
賃貸事務所ビルの寿命に関する意識調査(H30)
対象:賃貸事務所ビル所有者等 n=918

出典:公社 ロングライフビル推進協会

イ 建築物の寿命に影響する要因(全国)

- 建築物の寿命に影響する要因について、「耐震性などの構造面での性能」が最も影響が大きく、「やや影響」と「かなり影響」を合計すると全体の98%を占めている

① 耐震性などの構造面での性能	⑩ 維持管理のしやすさ	⑲ 内部の汚れ具合
③ 所有者や経営者の意識	⑪ 景気や金利の動向等、経済情勢	⑳ 地球環境問題
③ 建物の収益性	⑫ 設計者の意識	㉑ 建物の大きさ(階高)
④ 使用材料の耐久性	⑬ 都市環境の変化	㉒ 容積率の余裕(未利用の容積)
⑤ 維持管理費用	⑭ 省エネルギー性能	㉓ デザインの良し悪し
⑥ 地震や風水害	⑮ 利用者や入居者の意識	㉔ 建物の大きさ(基準階面積)
⑦ 維持管理者の意識	⑯ 法定耐用年数	㉕ 世間一般の意識
⑧ 資産としての評価額	⑰ 外部の汚れ具合	
⑨ 設備の性能水準	⑱ 固定資産税などの税制	



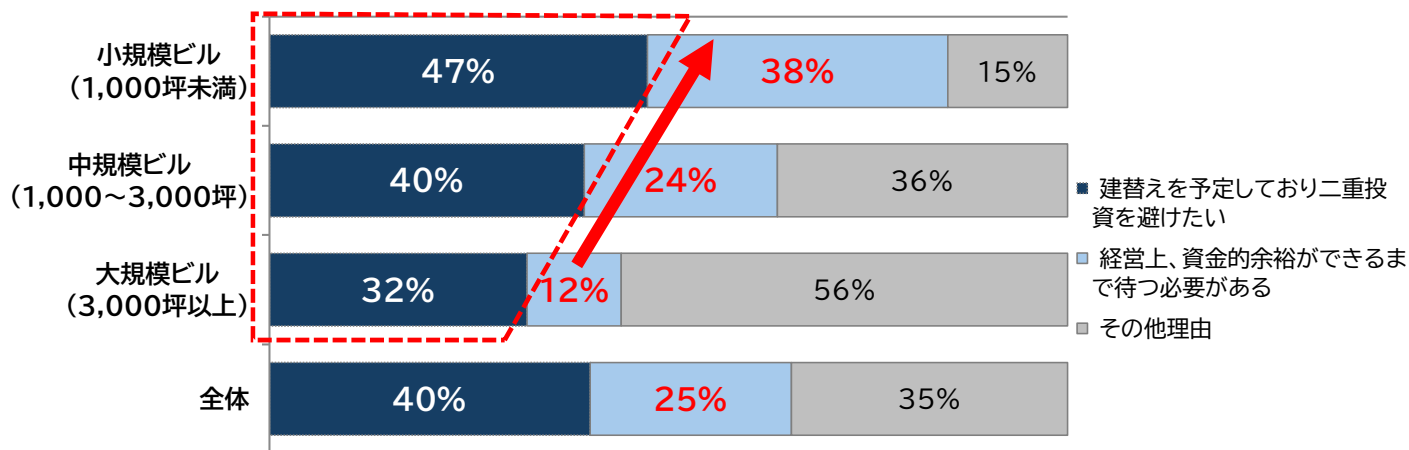
〔 図:建築物の寿命に影響する要因 〕

賃貸事務所ビルの寿命に関する意識調査(H30)
対象:賃貸事務所ビル所有者等 n=918

出典:公社 ロングライフビル推進協会

3 コストに関する意識(全国)

- 建替えと耐震改修の「**二重投資を避けたい**」が、どの規模でも耐震改修をしない理由の**第1位**
- 「**二重投資を避けたい**」は、「**資金的余裕がない**」とともに、**施設規模が小さいほど割合が高くなる**傾向がある



〔 図:事務所ビルの耐震改修をしない理由(全国) 〕

一社 日本ビルディング協会連合会 「耐震性に関する調査(H25)」
 対象:協会に所属するビル所有者等 n=107

出典:事務所ビルの耐震化を巡る課題と取組
 (大阪ビルディング協会 公表資料)

I 建築物の耐震化率に関する目標と達成状況	II 目標未達成の要因分析と建築物の耐震化率の目標等
<p>I 対象建築物等</p> <p>II 耐震化率に関する現在の目標 (全国・新潟県)</p> <p>III 耐震化率等の算定方法</p> <p>IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目標と達成状況(全体) 2 ① 特定建築物の達成状況 3 ② 耐震診断義務付け対象建築物の達成状況 (③ 要緊急・④ 要安全) <p>V 施策の評価等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物の耐震化に関する取組状況 2 民間建築物の耐震化に関する取組状況 3 施策評価 	<p>VI 目標未達成の要因分析</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県) 2 用途別の耐震化状況(新潟県) 3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県) 4 所有者の意識(全国・新潟県) <p>VII 次期計画で定める耐震化率の目標(案)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象建築物 2 ①特定建築物の目標(案) 3 ③要緊急・④要安全の目標(案) <p>VIII その他(耐震診断義務付け道路)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 背景 2 これまでの経緯 3 道路指定の種類 4 全国の指定状況 5 県の取組状況 6 意見照会

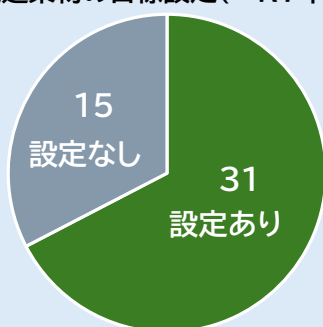
1 対象建築物

- 「①特定建築物」は、民間建築物が耐震化率の目標値を未達成であり、引き続き、耐震化を促進する必要があるため、次期計画においても目標を設定したい
- 「③要緊急」と「④要安全」は、国基本方針で示された「地域の実情に応じた目標を定めるべき」といった内容を踏まえ、次期計画において各目標を設定することとしたい
- なお、「②耐震診断義務付け対象建築物」については、「③要緊急」と「④要安全」と重複するため、次期計画では目標を設定しないこととしたい

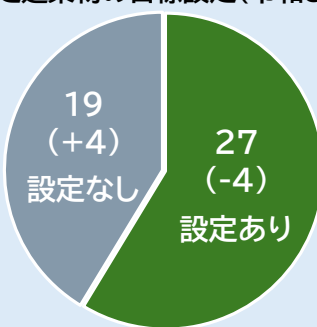
【参考】 特定建築物の目標設定に関する他県状況

- 国基本方針で特定建築物の耐震化率目標を設定していないため、特定建築物の目標を独自に定めている都道府県数は、本県を含めて31県
- この度の計画改定により、特定建築物の目標を定める都道府県数が更に4県減少し、全国で27県となる見込み

特定建築物の目標設定(～R7年度末)



特定建築物の目標設定(令和8年度～)



【目標設定中の他都道府県(30)の対応】 ※ 本県を除く

目標から削除	… 5県
目標値まで定めない	… 2県
検討中	… 4県
目標設定を継続	… 19県
(目標に再設定)	… 1県

新潟県独自調査による(R7.11時点における各都道府県の予定であるため、今後変更となる可能性あり)

【議事】 建築物の耐震化率の目標等(目標未達成の要因分析と建築物の耐震化率の目標) 34

【再掲】

建築物の種類	要件	【現行】耐震化率の目標		国基本方針(改正後)	次期県計画案(R12年度末)
		全国	新潟県		
① 特定建築物	おおむね3階以上、かつ、延床面積1,000㎡以上	(設定なし)	95%(R7年度末)	(設定なし)	事務局案(95%)
② 耐震診断義務付け対象建築物		概ね解消(R7年)	概ね解消(R7年度末)	(設定なし)	(設定なし)
③ 要緊急安全確認大規模建築物	特定建築物のうち、大規模かつ不特定多数の者が利用するもの(集会場、ホテル、学校等)	(設定なし)	(設定なし)	おおむね解消(R12年)	事務局案(概ね解消)
④ 要安全確認計画記載建築物	県耐震改修促進計画に位置付けられた公益上必要な建築物	(設定なし)	(設定なし)	早期に解消	事務局案(概ね解消)

2 ① 特定建築物 の目標(案)

(1) 目標(案)

- 新潟県の次期計画における特定建築物の耐震化率95%を達成するために必要となる耐震改修や建替・除却件数について、3つのケースを想定

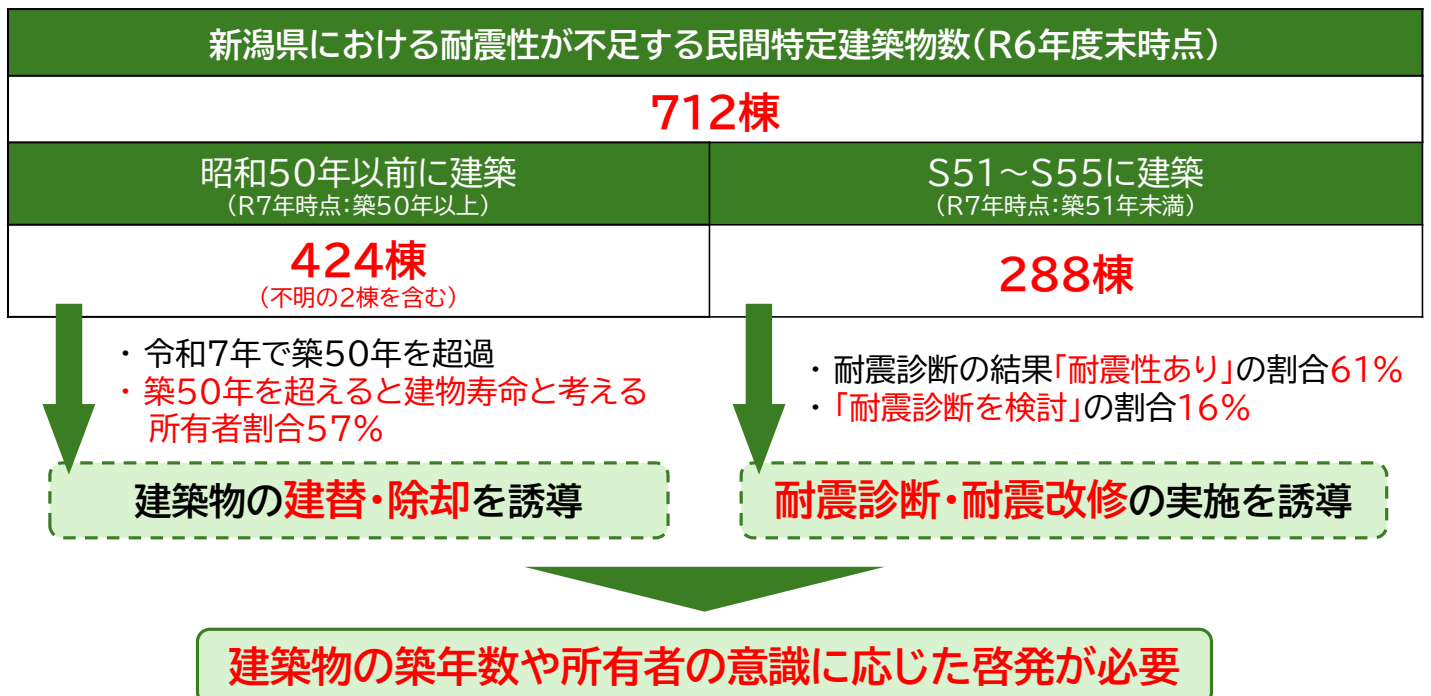
		令和7年度末	令和12年度末
「①特定建築物」の総数		7,632棟	7,626棟
〔ケース1〕 民間建築物の直近5ヵ年のトレンドが継続した場合		耐震性なし棟数 778棟	634棟
条件	【公共】97%➡耐震化率100%達成 【民間】過去5ヵ年トレンドどおり (耐震改修2棟/年、建替え11棟/年)	耐震化率 90%	92%
〔ケース2〕 啓発により、民間建築物の耐震化が進んだ場合		耐震性なし棟数 778棟	528棟
条件	【公共】97%➡耐震化率100%達成(ケース1と同じ) 【民間】〔ケース1〕に加えて次の内容を考慮 ・R6所有者アンケートで「診断を実施予定/検討中」と回答した方(16%)全員が診断を実施し、その内75%の方が耐震改修を実施 ・「建替、除却予定」と回答した方(31%)全員が、建替・除却を実施	耐震化率 90%	93%
〔ケース3〕 啓発により、民間建築物の耐震化がさらに進んだ場合		耐震性なし棟数 778棟	359棟
条件	【公共】97%➡耐震化率100%達成(ケース1と同じ) 【民間】〔ケース2〕に加えて以下を考慮 ・R6所有者アンケートで不達又は未回答の方(約6割)が、ケース2と同様の割合で耐震診断、耐震改修、建替・除却を実施	耐震化率 90%	95%

(2) 達成に向けた取組(案)

36

「① 特定建築物」の所有者への意識啓発

- 新潟県内における耐震性が不足している民間特定建築物数は712棟(令和6年度末時点)であり、うち昭和51年以降のものが288棟、昭和50年以前のものが424棟
- 築50年前後で耐震性の有無や建替えに関する所有者の意識が異なるため、建築物の築年数や所有者の意識に応じた啓発が必要



「① 特定建築物」の所有者への意識啓発

- 新潟県耐震改修促進協議会では、市町村を通じて、毎年、耐震性が不足する特定建築物所有者にチラシを送付し、耐震化の啓発を実施

建替・除却促進 ……新潟県地震被害想定調査、中小企業向けの融資制度の紹介
 耐震診断・耐震改修促進……建築年代別の耐震診断結果、耐震診断・耐震改修費用の紹介

特定建築物所有者の方へお知らせ

耐震診断・耐震改修のススメ

大地震に備え、早めの対策を御検討ください

○ いつどこで起こるか分からない大地震

令和6年能登半島地震では、本県でも新潟市をはじめ県内各地で、地震の影響により、多数の建築物が被害を受けました。新潟県地震被害想定調査の結果より、今後も、大規模地震が発生するおそれが高まっていることから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっています。

○ 新潟県では特定建築物の耐震化促進に取り組んでいます

新潟県では、公共建築物の耐震化を促進するための、特定建築物の耐震化促進に取り組んでいます。

用途	耐震化率
公共建築物	9.6%
私立学校	9.2%
劇場・集会所等	9.2%
病院・診療所	9.5%
社会福祉施設	9.7%
店舗	7.2%
ホテル・旅館	7.3%
賃貸共同住宅	8.3%
事務所・工場等	8.0%

○ 昭和56年5月以前の建築物に地震被害が集中

過去に発生した地震では、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建築物において、大きな被害が発生しています。

建築年代別の建築物被害状況(阪神・淡路大震災)

建築年代	被害率
57年以降(150棟)	75%
56年以前(773棟)	34%

○ 県内の耐震診断の実施状況

県内において、これまで多くの民間建築物で耐震診断が行われています。

耐震診断の結果は、建築年代が新しいほど「耐震性あり」の割合が高くなる傾向があります。

耐震診断費用の目安

構造種別	費用
鉄筋コンクリート造	1,000~2,500円/㎡
鉄骨造	1,000~3,000円/㎡

耐震改修工事費用の目安

用途	300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡
事務所ビル	1,040万円	1,580万円	2,200万円	2,780万円	3,870万円	4,900万円	6,830万円	10,390万円	14,480万円
店舗	1,050万円	1,650万円	2,370万円	3,050万円	4,380万円	5,660万円	8,110万円	12,780万円	18,330万円

○ 制度融資を活用できます

県では、金融機関・信用保証協会と協力して、中小企業向けの制度融資を定めています。

例) 経営安定資金を活用した場合 融資限度額 最大 5000万円

出典:耐震診断・耐震改修のススメ(新潟県耐震改修促進協議会)

3 ③ 要緊急・④ 要安全 の目標案

(1) 目標(案)

- 県の次期計画で定める要緊急及び要安全の目標値については、建築物ごとの現在の状況を踏まえ令和12年度末までに「おおむね解消」を目標に設定したい
- また、国基本方針を踏まえ、評価指標は「耐震性不足解消率」とすることとしたい

	評価指標	現行計画 (R4~R7)		次期計画(案) (~R12)
② 耐震診断義務付け対象建築物	耐震化率	おおむね解消 (R7年度末)	削除	-
③ 要緊急	耐震性不足解消率	未設定	新設	おおむね解消 (R12年度末)
④ 要安全	耐震性不足解消率	未設定	新設	おおむね解消 (R12年度末)

I	建築物の耐震化率に関する 目標と達成状況	II	耐震化が進まない要因分析と 建築物の耐震化率の目標
---	-------------------------	----	------------------------------

<p>I 対象建築物等</p> <p>II 耐震化率に関する現在の目標 (全国・新潟県)</p> <p>III 耐震化率等の算定方法</p> <p>IV 目標の達成状況等(全国・新潟県)</p> <p>1 目標と達成状況(全体)</p> <p>2 ① 特定建築物の達成状況</p> <p>3 ② 耐震診断義務付け対象建築物の達成状況 (③ 要緊急・④ 要安全)</p> <p>V 取組状況と施策の評価</p> <p>1 公共建築物の取組状況</p> <p>2 民間建築物の取組状況</p> <p>3 施策の評価</p>	<p>VI 耐震化が進まない要因分析</p> <p>1 建築物の新設着工状況(全国・新潟県)</p> <p>2 用途別の耐震化状況(新潟県)</p> <p>3 建築年代別の耐震化状況(民間・新潟県)</p> <p>4 所有者の意識(全国・新潟県)</p> <p>VII 次期計画で定める耐震化率の目標(案)</p> <p>1 対象建築物</p> <p>2 ①特定建築物の目標(案)</p> <p>3 ③要緊急・④要安全の目標(案)</p> <p>VIII その他(耐震診断義務付け道路)</p> <p>1 背景</p> <p>2 これまでの経緯</p> <p>3 道路指定の種類</p> <p>4 全国の指定状況</p> <p>5 県の取組状況</p> <p>6 意見照会</p>
---	--

〔意見照会〕

耐震診断義務付け道路の 選定に関する考え方について

- 県計画では、これまで「新潟県緊急輸送道路(第1次～第3次)」について、一定の要件を満たす沿道建築物の耐震化の促進を図る道路として指定(努力義務化、耐震改修促進法第5条第3項第三号)
- 平成25年度における耐震改修促進法の改正により、耐震改修促進計画において、沿道建築物の所有者に対して耐震診断を義務付ける道路の指定が追加
- この「耐震診断義務付け道路」については、近年、指定を行う都道府県数が増加(R7年4月現在22都府県が指定、法第5条第3項二号)
- さらに、令和7年7月の国基本方針の改正では、次に関する内容が追加
 - ・ 避難路沿道耐震化状況マップの作成
 - ・ 緊急輸送道路に関する道路部局等関係機関との連携

御意見をいただく事項

緊急輸送道路の沿道建築物所有者に対し、引き続き、耐震化を啓発していく予定であるが、将来、耐震診断を義務付けした場合を見据え、優先的に耐震化を進めていく道路を選定する上での考え方について、御意見を照会させていただくもの

2 これまでの経緯

年度	耐震改修促進法	新潟県
H7	耐震改修促進法 制定	
H17	耐震改修促進法 改正 ・都道府県に耐震改修促進計画の策定を義務化 ・耐震改修計画で指定された緊急輸送道路、避難路等の沿道建築物について、耐震診断及び耐震改修の努力義務化	新潟県耐震改修促進計画を策定(H19年度) 第1次～第3次緊急輸送道路を耐震診断努力義務道路に指定
H25	耐震改修促進法 改正 沿道建築物に耐震診断を行わせるとともに、耐震改修の促進を図ることが必要なものとして、耐震改修促進計画において指定した道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが見込まれる地域を通過する道路等)に関する事項及び当該道路等の沿道建築物に係る耐震診断の義務化	第2期計画を策定(H27年度) ・第1次～第3次緊急輸送道路沿道建築物の耐震努力義務化を継続 ・緊急輸送道路のうち、優先的に耐震化に取り組む基準を設定(第1次DID区域>第1次用途地域>第1次用途地域外>第2、3次) ・第1次緊急輸送道路沿道建築物の全数調査を実施(H26年度)
H30	耐震改修促進法施行令 改正 道路を閉塞するおそれのあるブロック塀等も耐震診断義務付け対象に追加	第3期計画を策定(R4年度) ・第1次緊急輸送道路沿いのブロック塀等を調査(耐震性が不足するブロック塀なし) ・第1次緊急輸送道路沿道の住宅に対する耐震改修補助を拡充(令和元年度)
R7	国基本方針の改正 緊急輸送道路について、道路部局等関係機関と連携した施策の推進等	県計画を改定するため、有識者による検討委員会を設置・開催(今回)

3 道路指定の種類

		耐震診断が「義務化」の道路	耐震化が「努力義務」の道路
準拠条項		耐震改修促進法第5条第3項 二号	耐震改修促進法第5条第3項 三号
指定権者		都道府県、市町村	都道府県、市町村
指定方法		都道府県又は市町村耐震改修促進計画において 道路と耐震診断の報告期限を指定	都道府県又は市町村耐震改修促進計画において 道路を指定
指定状況 (R7年4月)		22 都道府県が道路を指定	25 都道府県が道路を指定(本県を含む。)
所有者への規制 (通行障害既存耐震不適格建築物※のみ)		・所管行政庁が定めた期限までの 耐震診断結果の報告義務 (法7条) ・耐震改修の努力義務(法11条)	・耐震診断及び耐震改修の 努力義務 (法14条)
所管行政庁	義務	・報告を受けた 診断結果の公表 (法9条) ・是正命令をした旨の公表(法8条)	—
	権限	・建築物所有者への必要な指導・助言・指示 ・建築物所有者への報告、検査 ・指示に従わない場合の公表 ・診断結果の報告期限までの未報告、虚偽報告に対する是正命令(法8条)	・建築物所有者への必要な指導・助言・指示 ・建築物所有者への報告、検査 ・指示に従わない場合の公表
耐震診断の費用負担		都道府県又は市町村が、義務付け指定を行った道路の耐震診断実施費用の一部を負担しなければならない(法10条)	—

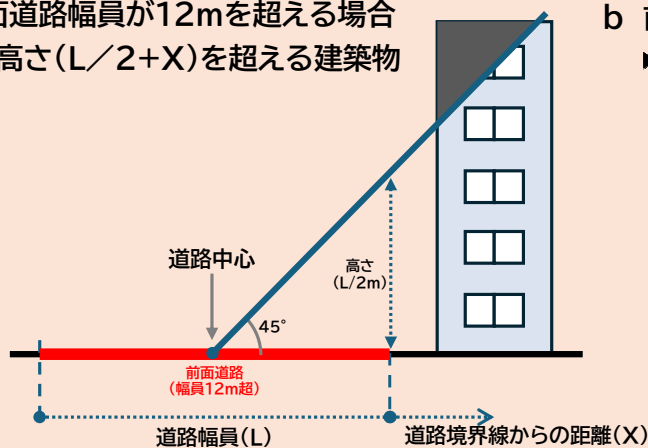
(参考)対象建築物等の要件

④-2 要安全確認計画記載建築物(通行障害既存耐震不適格建築物)

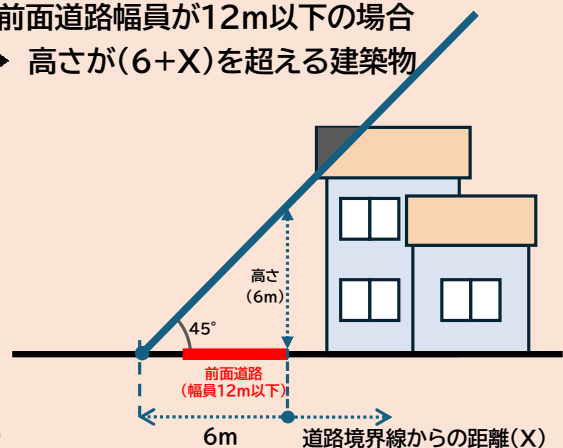
再掲

④-2-1 建築物 a又はbに該当し、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物

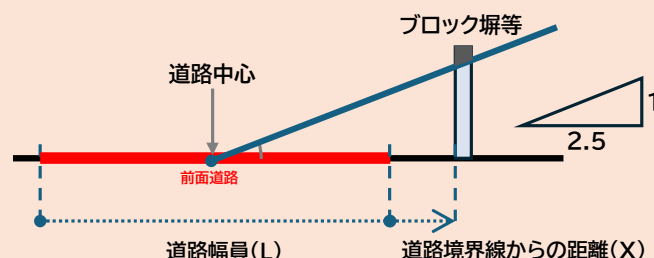
a 前面道路幅員が12mを超える場合
▶ 高さ(L/2+X)を超える建築物



b 前面道路幅員が12m以下の場合
▶ 高さが(6+X)を超える建築物

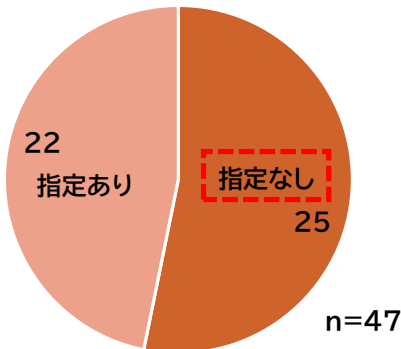


④-2-2 ブロック塀等 道路に面する部分の長さが25mを超え、かつ、高さが道路中心からの距離の1/2.5を超えるブロック塀または組積造の塀(建築物に付属するものに限る)

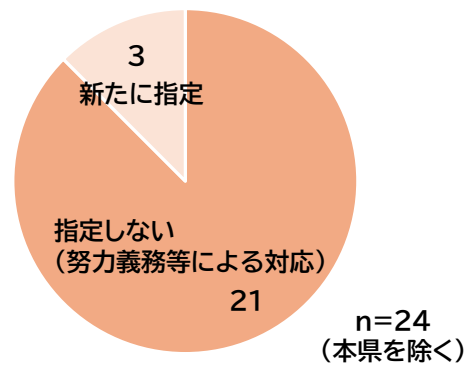


- 耐震改修促進法第5条第3項第二号に基づき、都道府県耐震改修促進計画に要安全確認計画記載建築物として**診断義務付け道路を指定している都道府県数は、令和7年4月時点で22都府県**
- 更に、令和7年7月の国基本方針を受け、診断義務付け道路の指定を行う都道府県数が**3県増加予定**
- なお、**今後、指定の検討を行うため、実態把握等を開始する都道府県数は2県**

全国における避難路等(耐震診断義務付け道路)の指定状況(R7年4月1日)



避難路等(耐震診断義務付け道路)未指定の都道府県における対応(R8年度以降)



【今回の改定対応】
 新たに耐震診断義務付け道路を指定 …… 3県
 指定検討のための実態把握等を開始 …… 2県

新潟県独自調査による(R8.2月時点における各都道府県の予定であるため、変更の可能性あり)

(2) 県の取組状況

- 新潟県では、これまで**緊急輸送道路の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化に向けて、次の取組を実施**

道路種別		県の取組
通行障害既存耐震不適格建築物	第1次緊急輸送道路	① 市町村と連携した定期的な 耐震化状況の調査 ② 住宅・建築物所有者への チラシの送付等による啓発 ③ 市町村に対する 国の財政支援制度の周知
	第2次、第3次緊急輸送道路	④ 市町村に対する建築物所有者への啓発依頼(ホームページ等)

➤ 第1次緊急輸送道路の通行障害既存耐震不適格建築物の所有者に対し、次の啓発チラシを送付

地震への備えはお済ですか？

あなたが所有する建物が地震で倒壊した場合、周囲に多大な影響を及ぼすおそれがあります

県内で想定される地震

県内において大規模な地震が発生するおそれがあります
ひとたび地震が発生すると、大きな被害が発生することが想定されます

震度分布：①地震

震度階級 1 2 3 4 5 5強 6 6強 7

最も大きい被害 長岡平野西縁断層帯

想定被害
死者 約8千人
全壊建物 約17万棟
避難者(最大) 約47万人

F34 (東北・山形沖) F38 (越後海峽) F41 (上越・糸魚川沖)

柳形山断層帯 月岡断層帯 十日町断層帯西部 高田平野西縁断層帯 六日町断層帯南部

被害の大きい建物の特徴

過去の地震ではS56年以前に建築された建物において大きな被害がみられました
また、阪神・淡路大震災で6,434人もの多くの命が奪われ、そのうちの約9割が家屋等の倒壊によるものでした

〔阪神・淡路大震災における建築物の被災状況(年代区分別)〕

年代区分	倒壊	半壊	中破	小破以下
昭和7年以降	1.7%	6.4%	91.3%	0.2%
昭和47年～56年	1.2%	27.2%	77.8%	1.8%
昭和46年以前	8.2%	14.1%	19.8%	57.8%
建築年不明	4.5%	25.1%	25.4%	61.7%

〔阪神・淡路大震災の死亡原因〕

原因	割合
倒壊・家屋等の倒壊による圧死と見られるもの	88%
その他	12%

S56年以前に建築された建物は特に地震による倒壊のおそれ

耐震化の重要性

所定の高さを超える建築物は、災害時に倒壊した場合、道路をふさぐ可能性があります
あなたが所有する建築物が道路をふさいでしまうと...

- 救助活動などを遅らせてしまう
- 非難する人を危険にさらしてしまう
- 物資の輸送を妨げてしまう

道路をふさぐ恐れのある建築物

道路幅員12m以下の場合
高さが「後退距離+6m」を超える建築物

道路幅員12mを超える場合
高さが「後退距離+前面道路幅員の1/2」を超える建築物

ブロック塀等
高さが「後退距離+前面道路幅員の1/2」を5.6で除したものをを超える壁

新潟県では、災害時に防災拠点等への緊急輸送を確保するための必要な道路として「緊急輸送道路」を指定しています
あなたの所有する建築物は地震により倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞させるおそれがあります

耐震化への支援制度

〇 補助制度(住宅)
市町村が実施している耐震改修補助事業等を活用することによって、自己負担を抑えることが可能な場合があります

耐震診断 最大 全額
補強設計 最大 10~20万円
耐震改修 最大 50~150万円

〇 制度融資(非住宅)
県では、金融機関・信用保証協会と協力して、中小企業向けの制度融資を定めています

例) 経営安定資金を活用した場合
最大 5000万円

〇 優遇税制

- 所得税の特例措置
耐震改修に係る標準的な費用から補助金等の額を控除した金額の10%が所得税額から1年間控除されます
- 固定資産税の減額
工事完了年の翌年分の家屋にかかる固定資産税が減額されます

所得税控除 最大 25万円
固定資産税控除 最大 1/2

【お問い合わせ先】
新潟県 土木部都市局建築住宅課 建築指導係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
Tel: 025-285-5511(内線3395)

啓発チラシ「地震への備えはお済ですか？」(新潟県耐震改修促進協議会)

➤ 新潟県耐震改修促進協議会の場合を通じ、市町村に対して国の財政支援制度を紹介

住宅・建築物防災力緊急促進事業(国の支援制度)			
対象	①緊急輸送道路沿道の建築物等で道路を閉塞するおそれのあるもの ②避難路沿道等の建築物等で道路を閉塞するおそれのあるもの		
メニュー	補助率	補助上限額	
①	耐震診断	1/3	対象建築物の延べ面積×次の単価 1,000㎡以内:4,580円/㎡ 1,000㎡~2,000㎡以内:2,350円/㎡ 2,000㎡超:1,570円/㎡
	補強設計	1/3	限度額なし
	耐震改修工事費	1/3	対象建築物の延べ面積×次の単価 住宅:39,900円/㎡(多雪地域:47,800円/㎡) 建築物:57,000円/㎡ (Is値が0.3未満相当:62,700円/㎡)
②	耐震診断	1/3	①と同様 限度額なし
	補強設計	1/3	
	耐震改修工事費	11.5%	

【参考】新潟市特定建築物耐震診断等補助事業 (新潟市独自の支援制度)			
対象	・第1次緊急輸送道路の沿道建築物で、建築物の高さが道路幅員の1/2を超えるもの ・道路幅員が12m以下の場合、建築物の高さが6mを超えるもの		
メニュー	補助率	補助上限額	
耐震診断	2/3	300万円	
耐震設計	2/3	300万円	
耐震改修工事、除却工事	2/3	2,000万円	

第2次、第3次緊急輸送道路の沿道建築物所有者に対し、ホームページによる耐震化の啓発を市町村に依頼



村上市耐震改修促進計画では、県で指定された緊急輸送道路のうち、本市の行政区域に係る区間並びに市で指定した道路を「緊急輸送道路」として位置づけ、沿道建築物の耐震化に取り組むこととしています。緊急輸送道路については下記HPをご確認ください。

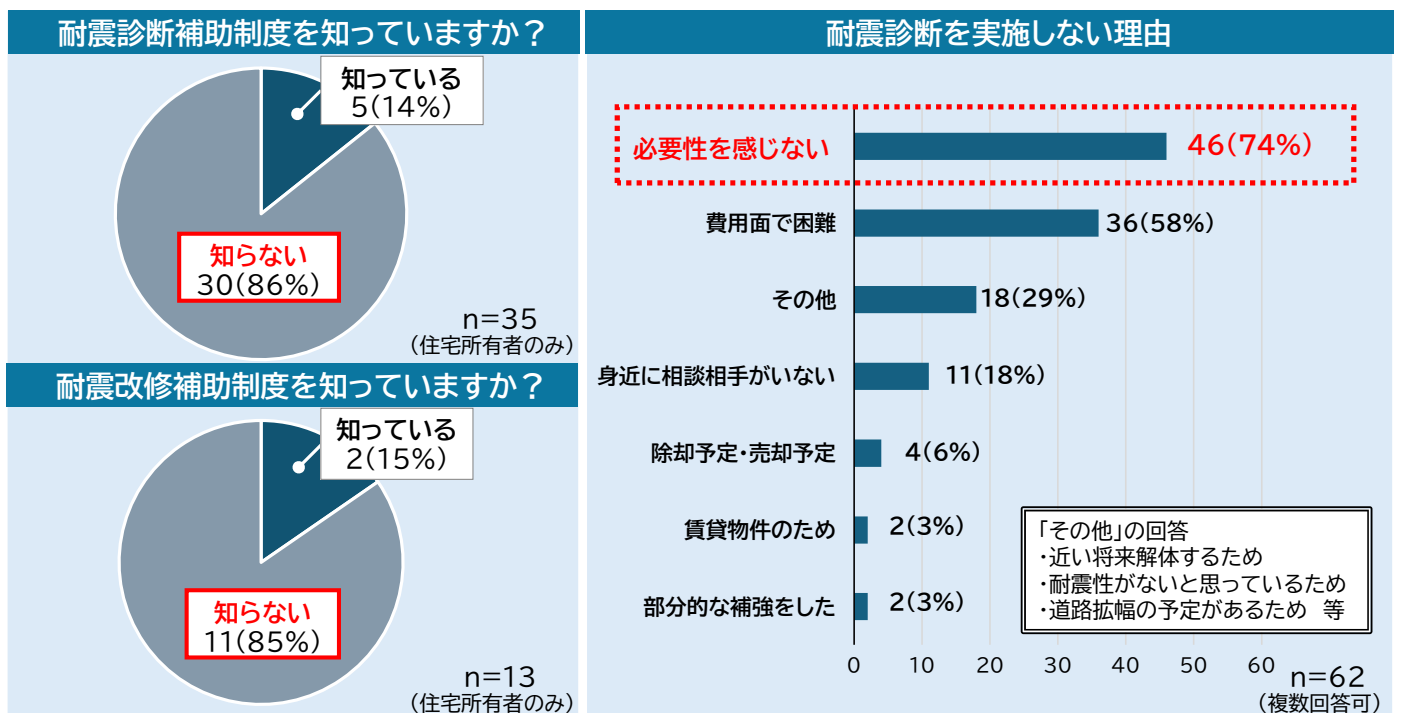
[緊急輸送道路について](#)

【議事】 その他(耐震診断義務付け道路)

第1次緊急輸送道路沿道建築物の所有者アンケートを実施(R4実施)

【対象】 第1次緊急輸送道路の通行障害既存耐震不適格建築物の所有者149名(新潟市を除く)

【回答率】 62/149名(42%)



➤ 第一次緊急輸送道路の通行障害既存耐震不適格建築物所有者に耐震化の必要性を十分に理解してもらえていない

⇒ 今後も耐震化に関する啓発や制度周知の継続が必要

- 現在の県計画では、新潟県緊急輸送道路を全て指定(第1次～第3次)を対象に、一定要件を満たす沿道建築物の所有者に対し、耐震診断を努力義務化
- 耐震診断義務付け道路の指定を行う都道府県は、年々増加
- 耐震断義務付けには、耐震診断の結果の公表が伴うため、所有者の十分な理解が不可欠であり、十分な準備期間が必要
- 緊急輸送道路の沿道建築物所有者に対し、引き続き、耐震化を啓発していく予定ではあるが、将来、耐震診断を義務付けした場合を見据え、優先的に耐震化を進めていく道路を選定する上での考え方について、御意見を照会させていただくもの **再掲**

【照会1】 緊急輸送道路の種類(第1次、第2次、第3次)

県計画では、市町村の区域を超える相当多数の者が円滑に避難するための道路を指定(第1次緊急輸送道路と同義)

【照会2】 道路の指定区域(全線、DID区域、防災上重要路線等)

耐震診断義務付けの先進県の多数が、第1次緊急輸送道路のうち、DID地区、防災上重要路線を指定(防災拠点施設間の道路等)

【照会3】 迂回路の適・否

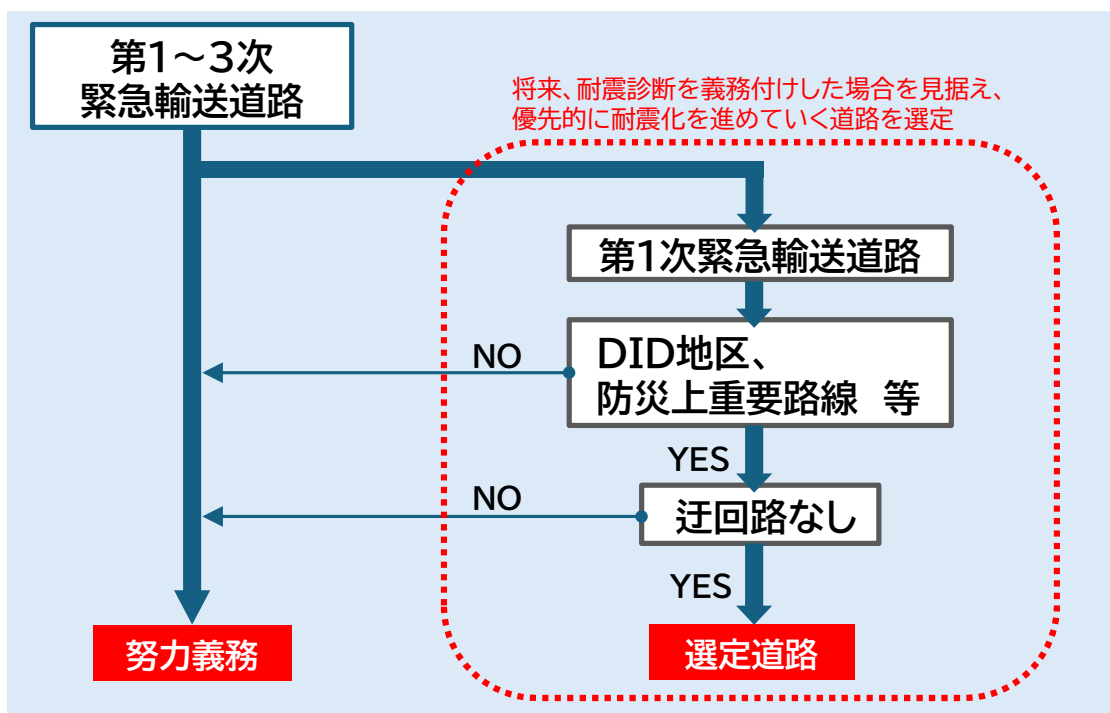
迂回路が確保されていることを理由に、耐震診断は義務付けしない方針とする他県事例あり

【照会4】 その他、選定する上での配慮事項

道路管理者との連携、建築物所有者の意識調査、市町村への意見聴取 等

本委員会からの御意見を踏まえ、新潟県耐震改修促進協議会の場で具体的に検討予定

新潟県における耐震診断義務付け道路の選定イメージ



耐震改修促進計画	計画に記載する道路	(参考)新潟県緊急輸送道路
県計画	相当多数の者の円滑な避難のための道路 (市町村の区域を越えるもの)	第1次緊急輸送道路
市町村計画	多数の者の円滑な避難のための道路 (市町村の区域内)	第2次緊急輸送道路 第3次緊急輸送道路